

浜頓別町農業振興計画

豊かな^{くらし}農業 明るい農村

さわやかタッチで未来につなぐ！！

計画期間 平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月

浜頓別町

— 目 次 —

はじめに	1
I 浜頓別農業の現状と課題	2
1 浜頓別酪農の推移と現状	
2 浜頓別酪農の近年における課題	
(1) グローバル化の進展	
(2) 経営コストの増大	
(3) 生産調整と牛乳の消費低迷	
(4) 農業所得の向上	3
(5) 環境問題への対応	
(6) 労働負担の軽減	
(7) 担い手問題	
(8) その他	
II 浜頓別町の農業振興方策	4
(1) 目指すすがた	
(2) 計画期間	
(3) 基本方針	
III 振興方策と主要な施策	5
(1) やりがいのある農業経営の基盤づくり	
①生産性と農業所得の向上	
②特性ある農業経営の選択	6
③総合的な経営支援態勢の充実	7
(2) 明るい農業・農村環境づくり	
①持続可能な農業農村づくり	
②清潔で明るい農村環境づくり	
(3) 安心・安全・信頼の生産現場づくり	8
①品質管理等の充実	
②消費者との交流の推進	
(4) 自立した経営と行政の役割	
①酪農家や関係機関等の努め	
②行政の役割	9
IV 課題の克服	
V 酪農をめぐる国内・国際環境など	10
(1) 乳業メーカーの増産体制の整備	
(2) WTO・日豪EPA交渉	
資料編	12

はじめに

浜頓別町における農業は、かつては畑作が中心だったが、気候が冷涼寒冷なことからしばしば冷害に見舞われた。このため、冷害の影響が少ない酪農に転換してきた。昭和31年には集約酪農地域の指定を受け、第1次、第2次構造改善事業を始め国営、道営農用地開発事業を実施し、現在、経営耕地面積が50ha以上の農家割合が80%を占める酪農専業地帯となっている。

平成20年3月末現在、乳牛飼養戸数は55戸（内法人5）、草地面積は4,884ha、乳牛頭数は6,066頭、生乳生産量は約27,715トンとなっている。

近年の酪農を取り巻く環境は、WTOや日豪EPA問題など、国際化の進展による諸問題に加え、輸入に頼る燃料や飼料価格の大幅な高騰など、経営コストが大きな負担となっており、一層厳しさが増している。これら厳しい環境に対応すべく、各酪農家においては、TMRセンターの共同設置や農業生産法人を組織しての規模の拡大、農地の利用集積などのほか、個別農家においても規模の拡大や生産基盤の整備などに積極的に取り組み、経営の安定と労働力の軽減に取り組んでいる。

町の基幹産業を守り将来の農業を担う後継者問題では、経営主が50歳以上の酪農家34戸のうち、約44パーセントが後継者のいない状況にあり、後継者の就農促進と配偶者の確保、新規就農者の受け入れ体制の整備が重要な課題である。

また、食の信頼を揺るがす問題発生が度重なる中で、「食の安心安全」を求める消費者意識の高揚や、そのニーズにしっかり応えることが重要で、牛舎環境を始めとする営農環境の美化改善や、農村体験活動などによる都市部の消費者などとの交流を深め、食への信頼や酪農の魅力を高めることも重要な課題の一つである。

農業者はもちろん、関係機関や団体などと引き続き連携協力して、第5次浜頓別町まちづくり計画や本農業振興計画を指標に、本町農業の振興に努めていくことが重要である。

平成21年4月
浜頓別町

I 浜頓別農業の現状と課題

1 浜頓別酪農の推移と現状

浜頓別酪農は、近年まで法人経営は1件で、殆どが個人（家族）経営であったが、平成15年に農家4戸による農業生産法人が営農を開始し、その後、平成16年に1戸が法人化、平成18年には農家4戸による法人化と3戸による法人化が相次いでいる。これと併行して平成19年にTMRセンターが2件操業を開始するなど、協業化、大型化が進展している。また、こうして大型化した経営体やTMRセンターを中心に、離農者や住民などを農業従事や事務職などに雇用することにより労働力を補い、これが地域の新たな雇用の場として貢献している。

一方、個人経営においても施設整備、農地整備などの基盤整備が積極的に展開され、規模の拡大を目指す農家や、放牧酪農を推進する農家など、それぞれの経営形態で地域の基幹産業としての営農に力が注がれている。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
農家戸数	72戸	67戸	66戸	62戸	55戸
草地面積	5,083.3ha	5,089.8ha	4,894.0ha	4,891.9ha	4,884.9ha
乳牛頭数	6,256頭	6,392頭	6,214頭	6,005頭	6,066頭
内経産牛	3,388頭	3,547頭	3,458頭	3,283頭	3,271頭
生乳生産量	28,733t	29,510t	29,073t	28,285t	27,715t
総生産額	27.3億	28.5億	28.0億	26.6億	28.5億
生産農業所得	9.2億円	8.7億円	8.6億円	7.9億円	6.9億円
所得率 %	33.7	30.5	30.7	29.4	24.2

2 浜頓別酪農の近年における課題

(1) グローバル化の進展

酪農分野においても国際化が進展し、価格面における国際競争が激化している。WTO農業交渉や日豪EPAにみられる牛乳、乳製品の関税撤廃の外圧など、これらの決着如何では、当町は勿論、わが国の酪農業に深刻なダメージを与えることが懸念される。

(2) 経営コストの増大

近年の燃料の急騰、輸入に頼っているトウモロコシを始めとする穀物飼料の高騰、鉄骨などの農業資材の大幅な値上げなど、酪農経営に係るコストが過去に例を見ない勢いで増大し、経営を圧迫している。

(3) 生産調整と牛乳の消費低迷

国の農業政策において、平成17年から平成18年にかけて、生乳の生産調整措置が執られ、これが酪農家の経営意欲の減衰、離農に至る農家が現れるなど大きく影響を及ぼした。一方、清涼飲料などの多様な商品開発や、牛乳有害説が出回るなど、子供を中心に飲用牛乳の消費低迷が続いている。ただ、ここにきて発展途上国の牛乳・乳製品の需要増、厳しい経営環境の中で離農が増えるなど、供給は不足傾向にあり生産環境は大きく変化している。

(4) 農業所得の向上

牛乳の生産コストの高騰や生産調整による牛乳の廃棄に加え、生産調整後の回復に期間を要するなど、農業所得は低下傾向から脱し切れていないのが現状である。また、近年の作業機械の大型化により、圃場の分散や区画が小さいといった問題が顕著となっている。

(5) 環境問題への対策

家畜排泄物の保管施設整備においては、過去の補助制度に一貫性を欠き、初期に施設した農家においては、その対策に苦慮する例が多かった。近年は、個別農家においても飼養頭数が増加する中、施設整備にかかる負担も増加する傾向にある。

(6) 労働負担の軽減

近年、TMRセンターの稼働やコントラクター制度、酪農ヘルパー制度の活用が浸透している。各農家の規模の拡大や高齢化が進展する中、これら制度の利用促進や、労働力を確保する情報発信や収集の構築が求められる。

(7) 担い手問題

担い手問題は、酪農に限らず多くの産業に通ずる課題である。酪農が魅力ある産業、生活の安定が確保できる経営環境であることが、地域の基幹産業として安定的に維持する条件である。また、世代を引き継ぐ後継者とともに、新規に就農する機会や情報の提供が求められ、そのための体制整備が課題である。

(8) その他

酪農環境は、国の農業政策やその年の気候などにも大きな影響を受ける。そうした情報収集や発信、制度要求としての関係機関などへの働きかけなどを、地域の関係機関と連携を図り対処していくことが重要である。

Ⅱ 浜頓別町の農業振興方策

(1) 目指すすがた

基幹産業としての農業だが、年々農家戸数の減少が進んでいる。今後においても経営者の高齢化と後継者問題などにより、営農を継続することが難しい経営者が出現することも想定されるが、経営的にも魅力ある農業であるとともに、自然と向き合う仕事の素晴らしさと明るい農村環境を創出することにより、農業者のみならず、客観的にも集落や地域全体が明るいイメージを抱くことが大事である。そして後継者対策や経営継承による新規就農対策の推進などにより、農家戸数は現状を維持することを目標とする。

このため、浜頓別農業の目指すすがたを、“豊かな農業 明るい農村 さわやかタッチで未来につなぐ”とし、生乳生産量や生産額、戸当たり農業所得の向上などを目標に、本計画に示す総合的な振興方策を推進するものとする。

(2) 計画期間

本計画の目標年次は平成 25 年とし、計画期間は平成 21 年から平成 25 年までの 5 ヶ年とする。なお、この計画期間中に、酪農情勢に大きな変化が生じるなどした場合には、計画を見直すものとする。

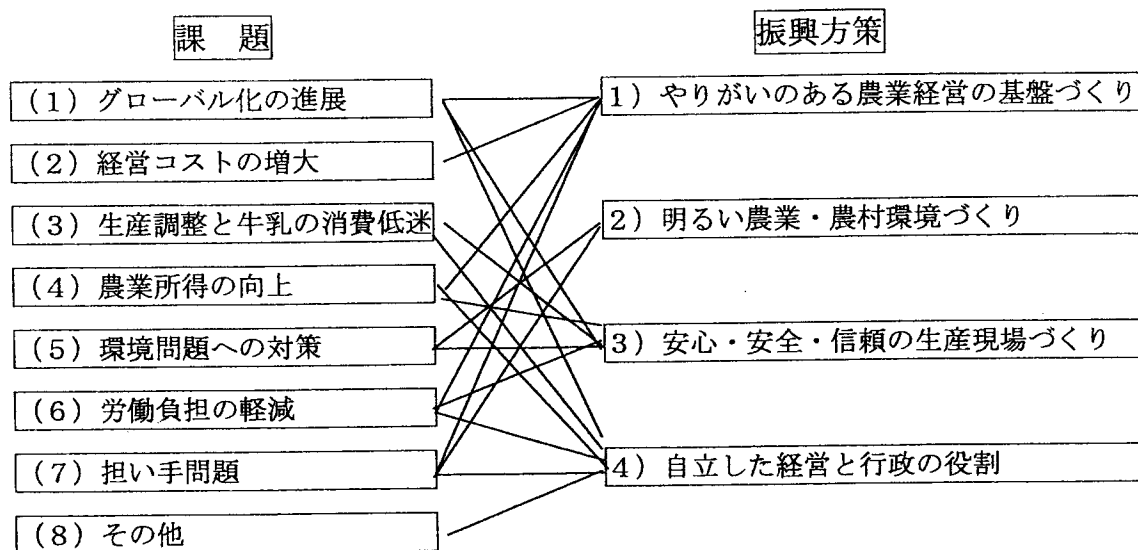
(3) 基本方針

浜頓別町の酪農が抱える諸課題について、その取り組む方向性を明らかにするとともに、振興方策と主要な施策について示すものとする。一方、農業者の施設整備、基盤整備等の事業化に当たっては、実施農家の意向を関係機関とともに適切に把握し、事業の個別計画を立てて推進するものとする。

《振興方策と主要な施策》

- 1) やりがいのある農業経営の基盤づくり
- 2) 明るい農業・農村環境づくり
- 3) 安心・安全・信頼の生産現場づくり
- 4) 自立した経営と行政の役割

《近年における課題と振興方策との関係》



III 振興方策と主要な施策

(1) やりがいのある農業経営の基盤づくり

①生産性と農業所得の向上

バイオ燃料の原料としてトウモロコシの需要が高まるなど、飼料価格が高騰し酪農経営を圧迫している。こうした状況に対応し、安定供給と国際市場の影響を受けないためにも、自給体制を強化する必要がある。また、牧草の収穫や飼料製造などの協業化は、生産コストの軽減や良質な飼料の供給に有効な手段となっている。協業化に伴う作業機械の大型化に対応するため、交換分合や換地により圃場の集積化を進め、作業の効率化を推進する。

家畜の飼養は、哺育、育成の預託等により業務が分業化される傾向にあり、TMRセンターの活用による草地管理等の分業化と併せて、各農家にとっては搾乳牛の飼養管理に専念する時間が増えるなど、この推進は各分野において専門性が高まるとともに、労働環境の改善、生産性と農業所得の向上に効果的と考えられ、農業者の選択に基づく体制整備を推進する。

《生産目標》

(目標年次：平成 25 年)

項 目	平成 19 年		平成 25 年	
	全 町	1 戸当たり	全 町	1 戸当たり
農家戸数	55 戸	—	55 戸	—

草地面積	4,884.9ha	88.8ha	4,884.9ha	88.8ha
乳牛頭数	6,066 頭	110 頭	6,350 頭	115 頭
内経産牛	3,271 頭	59 頭	3,700 頭	67 頭
生産乳量	27,715t	504t	33,490t	610t
総生産額	28 億 5 千万円	5 千 180 万円	32 億 4 千万円	6 千万円
農業所得	6 億 9 千万円	1 千 250 万円	9 億 7 千万円	1 千 800 万円
所得率	24.2%	24.1%	30%	30%

《主要な施策》

- ・ 国営・道営事業による農地基盤の整備
- ・ 農道の整備・保全
- ・ 交換分合や換地による農地の集積、集団化の推進
- ・ 飼料作物の自給生産の推奨
- ・ 草地の適正な肥培管理と適期の収穫
- ・ コントラクターや TMR センターの活用推進
- ・ 哺育・育成牛の預託制度の推進
- ・ 酪農ヘルパー制度の活用推進

②特性ある農業経営の選択

現在、共同で法人化して規模を拡大する経営形態と、個人経営で規模を拡大する農家、一定の規模を維持して経営の安定を志向する農家、更には放牧酪農を実践する農家と、ほぼ 4 つの経営パターンに分類されつつある。これら農業者自身による経営形態の選択に基づき、各々の経営形態にあった経営努力に対し、支援策を推進する。

また、生産物を活用した製品の開発・販売や、酪農体験・農家民宿など、多様な事業展開を模索、推進する農家が出現してきており、これらの取り組みに対して支援策を推進する。

《主要な施策》

- ・ 各経営形態に合った情報提供などの支援
- ・ グリーンツーリズムの推進

- ・新鮮な生産物を活かした製品開発の推奨
- ・販売機会等の創出や販路の開拓
- ・町特産品推奨制度の活用促進による PR 強化
- ・他産業との連携強化

③総合的な経営支援態勢の充実

家族経営体や法人組織など、それぞれの経営体に応じた支援態勢の充実を図るとともに、農業青年や女性の研修にかかる参加機会の確保、家族がそれぞれ役割を担い経営に参加するシステムの構築に努める。

《主要な施策》

- ・伝染病の発生・まん延に備えた自衛防疫体制の充実
- ・農業青年や女性部などの研修に対する参加機会の確保
- ・4H クラブを始めとする農業関係団体の育成
- ・家族経営協定の推奨
- ・農業者年金の加入促進

(2) 明るい農業・農村環境づくり

農地の円滑な継承と管理により耕作放棄地の発生を防止し、持続的で明るい農業農村づくりを推進するとともに、牛舎や周辺環境を整備し、清潔で明るい農村環境づくりを推進する。また、農道、排水路等の共同利用施設の適正な維持、管理を推進する。

《主要な施策》

①持続可能な農業農村づくり

- ・農地等の円滑な継承と耕作放棄地の発生防止
- ・花嫁対策の推進
- ・担い手育成、経営継承対策など新規就農の推進
- ・リース農場の活用等による初期投資の軽減
- ・住居等、用途廃止した町有施設の活用

②清潔で明るい農村環境づくり

- ・酪農ヘルパー制度の活用などによるゆとり、豊かさのある農業経営の推進
- ・花いっぱい運動を始めとする牛舎と周辺環境の整備

- ・ふん尿対策の推進

(3) 安心・安全・信頼の生産現場づくり

消費者ニーズに応え良質乳の生産を推進する。また使用する薬品等は、使用基準を遵守するとともに使用状況の記録と適正管理を徹底し、安全で消費者から安心、信頼される生産現場づくりを推進する。

《主要な施策》

①品質管理等の充実

- ・優良種雄牛の選定など、乳牛資質の向上
- ・良質乳の生産
- ・ポジティブリスト制度（※1）の実践
- ・個体識別管理、生産履歴などトレーサビリティ（※2）の推進

※1 基準が設定されていない薬品等が、一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する
制度

※2 食品の出荷、流通、販売時に事業者が何を、いつ、どこから、どこへ出荷したかを記録、
保存して食品の移動をたどる仕組み。

②消費者との交流の推進

- ・都市住民の受け入れ等、消費者との交流の推進
- ・農業体験を通じた農業、農村理解の向上
- ・インターネット販売など、情報の発信
- ・牛乳・乳製品の消費拡大の推進

(4) 自立した経営と行政の役割

《主要な施策》

①酪農家や関係機関等の努め

酪農家や関係機関は系統組織などとも連携を図り、経営者の経営形態の選択に応じた振興方策と主要施策を中心に、やりがいのある農家経営や明るい農業・農村環境づくり、安心・安全・信頼の生産現場づくりなど経営の安定発展に努め、以って自立した農業経営、持続的な酪農郷の構築に尽くす。

このため、農地の集積やTMR、コントラクターやヘルパー制度の活用などによる生産体制の効率化や省力化を追求するとともに、耕作放棄地の発生防止

に努めるものとする。

②行政の役割

行政は、農協や普及センターなど関係機関と連携を密にし、酪農家の経営形態と経営方針を的確に把握するなかで、基盤整備や担い手対策など、各種制度を活用し、地域の基幹産業としての酪農を維持発展することに積極的に支援策等を推進する。

- ・各種補助制度を活用した基盤整備の推進
- ・関係機関と連携し、経営実態に即した経営改善や転換を支援
- ・研修会、交流会活動等の参加促進
- ・家族経営協定や花嫁対策の推進
- ・円滑な経営継承の推進
- ・地場産品を活用した特産品の開発、宣伝活動の推奨
- ・乳価安定策など、酪農家や関係機関と連携した要請活動の推進
- ・牛乳・乳製品の消費拡大の推奨

IV 課題の克服

国際化の流れはあらゆる分野で顕著に、しかも急速に進展しており、今後は発展途上国も巻き込んで、一層加速度的に進むと思われることから、農業者、関係機関、系統組織や団体などと連携し、要請活動を展開する必要がある。

経営を圧迫しているコストの縮減、生産性の向上は、農業経営の安定、酪農の持続性維持という点からも大きな課題であり、農地の集団化の推進、飼料の自給体制の強化や生産の協業化など、経営効率や生産効率を高める取り組みを強化する必要がある。

また、家族が経営に参加することにより、それぞれの役割に意識と意欲を傾注し、農業所得の向上に結び付けることが重要である。

環境対策では、酪農家自身の意識の高揚が重要で、環境と調和のとれた農業環境規範の普及・推進に努める必要がある。

経営者調査では、営農上の労働力が不足しているという回答が 42%を占めており、分業化や協業化、業務の委託制度の活用などにより、労働負担の軽減が重要となっていることから、担い手対策と併せて対策を強化する必要がある。

酪農環境は、国際的にも国内的にもめまぐるしく状況が変化している。それは、昨今の生乳の需給環境を見ても月単位で大きく変化するなど顕著であり、情報の収集や中長期的な視点での取り組みが重要で、関係機関などと連携し、こうした環境の変化に適宜適切に対応していくことが重要である。

V 酪農をめぐる国内・国際環境など

(1) 乳業メーカーの増産体制の整備

雪印乳業は、大樹工場にストリングチーズの製造ラインを増強し、平成18年度において既存施設の3割以上の能力アップを図り稼働している。また、中標津工場に年間処理能力20万トンを超えるナチュラルチーズ工場を建設し平成19年度において本格稼働している。

よつ葉乳業は北見工場に隣接して年間12万トン規模の工場を新設し、平成19年秋に操業を開始した。

明治乳業は、芽室町にチーズ工場を建設。チェダー系とゴーダ系チーズで製品換算約2万トンを平成18年秋から生産している。

森永乳業は、別海工場に原料用チーズ、モッツァレラチーズなどの生産ラインを増強、製造能力は既存施設と合わせて生乳換算で約15万トン規模となった。

一方、ニュージーランドの最大手乳業フォンテラによる需要見込みでは「世界の乳製品需要量は過去10年間で年平均2%増加し、今後の10年間では更に2.7%づつ増加する」と予想している。

(2) WTO・日豪EPA交渉

WTO（世界貿易機関）農業交渉が平成13年11月開始し、約170の加盟国共通のルールづくりが進められる中、国や地域同士が関税の撤廃を基本に取り決めを結ぶFTA（自由貿易協定）・EPA（経済連携協定）の交渉が進められ、わが国は平成17年12月の首脳会談において、豪州とのEPA交渉を開始することに合意した。現在、豪州から輸入されている農林水産品の過半は、牛肉、小麦、乳製品、砂糖など、わが国農業と地域経済にとって重要な品目である。豪州がこれまでに締結したFTAでは、ほとんど関税撤廃の例外を認めて

おらず、これら品目の関税が撤廃されれば、わが国農業は深刻な打撃を受けることになる。

日本の農業は国土条件の制約があり、米国、豪州等の大陸型の農業との間には、経営努力だけでは埋めがたい生産性の格差が存在し、こうした格差を調整するためにも、WTOでも認められている関税等の国境措置が必要である。

《全ての関税が撤廃されると》

①農業の国内生産額

国内市場に価格の安い外国産の農産物が大量に流入し、国内生産は約3兆6千億円減少する。これは現在の農業総算出額約8兆5千億円の約42%に相当する。

②農産物加工業

製造コストの安い外国産加工品等の輸入が増加し、国内の農産物加工業が打撃を受け、事業からの撤退や生産の減少を余儀なくされる。国産加工品は市場シェアを失い、生産額が約2兆1千億円減少すると推計されている。

③国内産業

国産農産物等の生産減少が生じた場合、その生産に必要な農業生産資材、飼料、農業機械等の製造業、運送業など国内の幅広い産業に対する需要が減り生産額が減少。これにより国内総生産（GDP）が約9兆円（1.8%減少）、また、農業者を含む国内全就業者数の5.5%、約375万人の就業機会が失われる恐れがある。

④食料自給率

国産農産物の生産減少が生じた場合、カロリーベースの食料自給率が40%から12%に低下。また、国内の農地、農業用水等の生産基盤が荒廃する。

⑤多面的機能への影響

国産農産物の生産減少が生じた場合、農作物作付面積が272万ha減少。これは耕地面積の約6割に相当。また、耕作放棄地の発生で多面的機能が低下し都市部の住民の生活面にも影響を及ぼす。